

★ 申告書等用紙の送付についての変更点

平成 28 年分以降の『所得税及び復興特別所得税』又は『消費税及び地方消費税』の確定申告書を当会経由で提出された会員さまには、決算書・申告書等用紙が送付されません。申告書等用紙に代えて、下記のはがき又は封書にて『令和 2 年分 確定申告書のお知らせ』が送付されます。

なお、ご本人のマイナンバーカードにて前年 e-Tax により確定申告をされた方は、下記のはがきが届かない場合もございます。

※「確定申告のお知らせ」はがきのイメージ

このお知らせは、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーから利用したい方へお送りいたします。送付先住所を記載することにより送付いたします。

平成29年分確定申告書の作成に必要な情報

国税 太郎

電子申告 (e-Tax) に関する事項

- 利用者識別番号
1234 1234 1234 1234
- ダイレクト納付
ご利用あり
※ 利用を継続するには、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。

所得税及び復興特別所得税に関する事項

- 申告の種類 青色
- 予定納税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 振替納税利用 国税銀行 財務支店

消費税及び地方消費税に関する事項

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 提出あり
- 「課税事業者選択届出書」の提出状況
- 「課税期間特例選択届出書」の提出状況
- 中間納付税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 中間納付課税額 (合計) 9,999,999,999 円
- 振替納税利用 国税銀行 財務支店

※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間 (前々年) の売上高が100万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。

※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は平成28年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。

※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付課税額が表示されません。

※ 最終の中間申告までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に記載してください。

このお知らせは、平成29年1月1日現在の情報に基づき作成しています。すでに申告書を提出された方には送付されていない場合があります。

この文書における行政事務の責任は、国税局です。

記載内容は……
確定申告書の受付期間や納期限
予定納税額などの情報が記載
されています。

確定申告でご来会の際は、必ずこのはがき又は封書をお持ちください。申告当日のお持ち物などは、鶴申だより1月号にも掲載いたします。

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主様への支援策

①持続化給付金 持続化給付金コールセンター TEL 0120-279-292

令和2年売上が前年同月比で50%以上減少。最大100万円給付

②家賃支援給付金 家賃支援給付金コールセンター TEL 0120-653-930

令和2年5月以降の売上が前年同月比で50%以上減少など。最大300万円給付

③横浜市国民健康保険の減免 横浜市コールセンター TEL 045-664-2525

令和2年2月以降の1ヶ月分の事業収入が令和元年中の平均月収と比較して30%以上減少など条件が複数あります。

④固定資産税 (事業用資産) などの減免 中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 TEL 0570-077322

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比が50%以上減少又は30%以上50%未満減少。50%以上減少で全額減免 30%以上50%未満減少で2分の1減免

期限にご注意!! ①②令和3年1月15日 ③令和3年3月31日 ④令和3年2月1日